

具体的な取組			事業の概要					目標管理												
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名（A）	担当課（B）	事業目標（C）	事業内容（D）	目標（E）	計画策定時の現状値（平成30年度）（F） ※重点事業のみ	目標値（令和6年度）【内は当初の目標値（G）】	目標値の性質（Z）	令和5年度				令和6年度			
													令和5年度実績 【内は令和5年度目標値達成率（%）（q）】	事業目標に資する令和5年度の取組内容（r）	主管課評価（s）	令和6年度以降の取組の方向性（t）	令和6年度実績 【内は令和6年度目標値達成率（%）（u）】	事業目標に資する令和6年度の取組内容（v）	主管課評価（w）	令和7年度以降の取組の方向性（x）
(2) 子どもの主体性を尊重した学校環境の整備																				
①子どもの権利に関する学びの支援	学校において、子どもが権利を学ぶ機会を確保します。	リーフレットや子どもの権利を学ぶプログラムを活用し、学校での学びを支援します。	重点事業	4	学校における「子どもの権利」に関する学習機会の確保【再掲】	子ども若者課指導課	学校での子どもの権利の学習機会を確保します。	「子どもの権利に関する条例」について、学校での活用事例集を作成し、学校での活用を推進します。また、講師派遣や民間団体等の学習プログラムなどの子どもの権利を学ぶメニューを作成し、モデル校で順次実施し、子どもの権利の普及啓発を推進します。	実施校数	実施に向けて検討中	毎年度小学校2校、中学校1校で継続実施	数値維持継続型	子ども若者課 ①子どもの権利擁護委員出張講座7校【7校】(100%) ②CAPプログラム1校【1校】(100%) 指導課5校【3校】(166%)	子ども若者課 子どもの権利に関する学習プログラムとして、希望のあった学校のうち、7校で子どもの権利擁護委員出張講座を実施した。また、CAPプログラムを希望のあった1校で実施した。CAPプログラムは初めての実施となった。 指導課 子どもの権利擁護委員の出張講座を小学校において実施した。	A	子ども若者課 R5年度は予算の都合により実施を希望する学校全部で実施することができなかったため、子どもの権利擁護相談員（区職員）の出張講座なども加えて、希望する学校全て子どもの権利に関する学習プログラムを実施する。 指導課 引き続き、子どもの権利擁護委員の出張講座を小学校において実施する。	子ども若者課 ①子どもの権利出張講座14校【14校】 指導課14校【3校】(467%)	子ども若者課 子どもの権利に関する理解を深めることを目的に、希望のあった全ての学校において学習プログラムを実施します。また、授業以外の形で子どもの権利の普及啓発を行う形を検討していきます。 指導課 引き続き、子どもの権利擁護委員による出前授業を小・中学校において実施します。	子ども若者課 子どもの権利に関する理解がさらに深まる目的で、希望のあった全ての学校において学習プログラムを実施します。また、授業以外の形で子どもの権利の普及啓発を行なう形を検討していきます。 指導課 引き続き、子どもの権利擁護委員による出前授業を実施します。	
②意見表明と参加の促進	学校の日常の中において、子どもが文化や芸術、スポーツなどを体験できる機会を提供しています。	学校において子どもが文化や芸術、スポーツなどを体験できる機会を提供します。	計画事業	119	人権課題に対する教育の充実	指導課	道德の時間や特別活動における授業、弁護士会等と連携した法教育、都委託事業を活用した人権尊重教育推進校事業を実施します。	東京都教育委員会が作成している「人権教育プログラム」に基づき、人権にかかわる様々な題材を取り上げた指導事例等を活用し、人権尊重や「生命の大切さ」を学ぶ取組を推進します。	都のプログラムを活用した授業の実施数	都のプログラムを活用した年3回以上の授業の実施	数値維持継続型	年3回【年3回以上】	豊島区教育委員会人権教育推進委員会を開催した。教員研修を実施した。	A	・「生命の大切さ」を学ぶ取組を全校で実施する。 ・他地区人権尊重教育推進校の研究発表内容を本区でも共有し、人権教育を推進する。	年3回【年3回以上】	豊島区教育委員会人権教育推進委員会を開催しました。教員研修を実施しました。	A	・「生命の大切さ」を学ぶ取組を全校で実施します。 ・令和6・7年度人権尊重教育推進校である要小学校の取組を共有し、人権教育を推進します。	
③学校における体験機会の提供	学校における、子どもが文化や芸術、スポーツなどを体験できる機会を提供します。	学校における、子どもが文化や芸術、スポーツなどを体験できる機会を提供します。	計画事業	121	子どもの主体的活動への支援の推進	指導課	子どもが自らの意見を発信し、主体的な活動することを目指します。	学校における児童会・生徒会・委員会・部活動等、子どもの主体的な活動を支援し、子どもの意見等が学校運営に反映されるよう支援します。	活動の周知、充実	各学校における児童会・生徒会・委員会・部活動等に取り組んでいる。	各学校で子どもの主体的な活動に取り組んでいる。	年間3回以上道德に関連した研修の実施数	数値維持継続型	年3回【年3回以上】	区立小中学校における道德授業の研修をした。	A	特別の教科、道德が導入されてから小学校で6年、中学校で5年が経ち、一定の成果が出たため、事業を中止する。	休止	特別の教科、道德が導入されてから小学校で6年、中学校で5年が経ち、一定の成果が出たため、事業を中止する。	
④地域社会との連携による多様な活動の実施	地域社会との連携による多様な活動の実施	地域社会との連携による多様な活動の実施	計画事業	122	小中高等学校へのアーティスト派遣プログラム	文化デザイン課	子どもたちに質の高いアート体験を提供します。	区内の小、中、高等学校に様々なジャンルの芸術家を派遣し、作品制作・演奏会、ワークショップ等をNPO等との協働により実施し、子どもたちの豊かな感性を育みます。	プログラム提供日数	2日間	数値維持継続型	未実施	令和2年度からコロナを機に中止となった当該事業については、再開に向けての検討をしてきましたが、事業内容の見直しを図るため、現状、事業を実施していません。	D	事業の実施予定はありません。	終了	事業の実施予定はありません。			
⑤地域社会との連携による多様な活動の実施	地域社会との連携による多様な活動の実施	地域社会との連携による多様な活動の実施	計画事業	123	伝統・文化の継承	指導課	「豊島ふるさと学習プログラム」を活用し、日本の伝統・文化理解を推進するために、区内外にある教育資源（藍染め、浴衣、盆栽、和太鼓、江戸佩（くび）り等）を積極的に理解を深め、伝統文化の継承を図ります。	・区の文化施策についての研修の実施数 ・区の地域教材への理解を深める研修の実施数	年1回以上伝統文化に関する研修の実施	数値維持継続型	年1回【年1回以上】	区の文化施策について担当課より教員研修を実施した。 区としてSDGsの取組について担当課より教員に説明を行った。	A	今後も推進する。	年1回【年1回以上】	SDGs達成に向けた教育活動について外部講師より教員に研修をしました。	A	区内外の教育資源を活用する重要性について、職員間で一定の理解が進みました。今後は、各校が独自で協力していただいている企業や地域をリストアップし、次年度以降の教育活動に生かします。		
⑥地域社会との連携による多様な活動の実施	地域社会との連携による多様な活動の実施	地域社会との連携による多様な活動の実施	計画事業	124	次世代文化の担い手育成事業	指導課	幼児・児童・生徒の創造力、表現力、コミュニケーション能力を高めるため、プロの芸術家や専門家を学校に招き、本物の芸術・文化に触れる機会の充実を図ります。	事業の実施数	事業の実施数	数値維持継続型	幼稚園3園、小学校4校	30校【30校】	全校の教育課程に学校レガシーを位置付け実施している。 また、研究開発指定校としてコミュニケーションをテーマに研究開発を進め、成果を発表した。	A	学校レガシーの取組を今後も推進する。	30校【30校】	全校の教育課程に学校レガシーを位置付け実施しました。	A	オリンピック・パラリンピック東京大会が終了して4年が経ち、一定の成果が出たため、事業を終了します。	
⑦地域社会との連携による多様な活動の実施	地域社会との連携による多様な活動の実施	地域社会との連携による多様な活動の実施																		

具体的な取組			事業の概要					目標管理															
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名（A）	担当課（B）	事業目標（C）	事業内容（D）	目標（E）	計画策定時の現状値（平成30年度）（F） ※重点事業のみ	目標値（令和6年度）【内は当初の目標値（G）】	目標値の性質（Z）	令和5年度				令和6年度						
													令和5年度実績 【内は令和5年度目標値達成率（%）（q）】		事業目標に資する令和5年度の取組内容（r）		主管課評価（s）	令和6年度以降の取組の方向性（t）		令和6年度実績 【内は令和6年度目標値達成率（%）（u）】		主管課評価（w）	令和7年度以降の取組の方向性（x）
（3）子ども・若者支援に関わる人への支援																							
①子ども・若者支援に関わる人への支援	子ども・若者支援に関わるおとなが学ぶ機会を確保します。	子ども・若者支援に関わる施設員や地域団体に対して子ども権利や支援に必要な知識を学ぶ機会を提供します。	重点事業	3	「子どもの権利」に関する研修・講座の実施【再掲】	子ども若者課指導課	子どもに関わる施設や地域においては子どもの権利を学ぶ機会を提供します。	学校教諭や保育士等、子ども施設の職員に対して、子どもの権利に関する研修や、地域のおとなに対する出前講座や講演会を実施します。	①職員研修実施回数 ②出前講座実施回数 ③講演会実施回数	①2回 ②3回 ③1回	①5回 ②10回 ③2回	①数値維持継続型 ②数値上昇型 ③数値維持継続型	子ども若者課 ①5回【5回】(100%) ②3回【5回】(30%) ③1回【2回】(50%) 指導課 ①5回【5回】(100%)	子ども若者課 ①、③保育士、子どもに関わる施設職員に対する子ども研修で「子どもの権利」をテーマとして研修を実施。子ども研修のうち1回は区民参加の公開講座として実施した。この他職員を対象としたeラーニングも実施し、65.9%の職員が受講した。 ②ファミリーサポートセンター援助会員、教育センター職員を対象とした出張講座を実施した。 指導課 人権教育研修にだけでなく、年次研修においても「豊島区子どもの権利条例」を取り上げ、教員の人権意識を高めた。	B	子ども若者課 引き続き、子どもに関わる施設職員への研修とともに、区職員全体への研修を拡大していく。 指導課 全小・中学校の教育課程に「豊島区子どもの権利条例」についての学習を位置付ける。教員研修は継続して実施する。	子ども若者課 ①5回【5回】(100%) ②2回【10回】(20%) ③3回【2回】(150%) 指導課 ①5回【5回】(100%)	子ども若者課 ①- i 子どもにかかる施設職員対象「子どもの権利」テーマにした豊島区子ども研修を3回実施しています。「子どもの権利について I・II」「あそびの中に権利あり」(人材育成G) ①- ii 区職員を対象として、子どもの権利について学ぶ特別研修、ならびにeラーニングを実施しました。(権利擁護G) ②ファミリーサポートセンター援助会員養成講座、区内で活動する団体や個人に対して講座を行うとともに出前講座において子どもの権利に関する講座を実施しました。(権利擁護G) 指導課 ①- i 子ども研修のうち「子どもの権利について」を区民参加の公開講座として実施しています。(人材育成G) ③- ii 地域で子どもに開かれる機会の多い団体などに対して、子どもの権利を保障するため大人が果たす役割について理解を深めるための講座を2回実施しました。(権利擁護G) 指導課 人権教育研修はもちろん、年次研修や生活指導主任研修において「子どもの権利」を話題にし、教員の人権意識を高めました。	子ども若者課 引き続き、子どもに関わる施設職員への研修とともに、子どもに関わるおとなが子どもの権利について理解を深めるための機会を引き続き創出することで、地域が一体となって子どもの権利を保障する気運を高めています。 指導課 全小・中学校の教育課程に「豊島区子どもの権利条例」に基づいた教育の推進を位置付けます。教員研修は継続して実施します。				
②子ども・若者支援に関わる人のための環境整備	子ども・若者支援に関わる人が安心して働き、活動する仕組みを整備します。	重点事業	126	教員の働き方改革推進事業	指導課	学校の教員が働きやすい環境を整備し、教員の負担軽減を図ります。	「豊島区学校における働き方改革推進プラン」に基づく以下の取組を推進します。 ①【区立学校法律相談事業】学校で起こるいじめや保護者とのトラブル等について法的アドバイスを受けることや、管理職とともに保護者等と対面相談するために弁護士を学校に派遣します。 ②【スクール・サポート・スタッフ配置事業】スクール・サポート・スタッフとして臨時職員を雇用し、教員の補助業務を行います。また、区独自で交通費を支給し、適切な人員確保に努めます。 ③【部活動における指導員・外部指導員の活用促進】地域の大学やスポーツ団体等と連携し、部活動における指導員制度の導入・外部指導員のさらなる活用促進を図っています。	①区立学校法律相談事業 ②スクール・サポート・スタッフ配置事業 ③部活動における指導員・外部指導員の活用促進	①事業の導入を検討 ②区立小中学校16校に配置 ③部活動指導員の導入を検討	①豊島区教育委員会専属のスクールロイヤーを配置、校園長を対象にした研修を年1回以上実施 ②全区立小中学校30校に配置 ③2校に配置【4校に配置】(50%)	①研修2回、相談41日 【スクールロイヤー配置、年1回以上研修実施】 ②数値維持継続型 ③数値上昇型	①学校問題に明るい弁護士を活用し、トラブルへのアドバイス、面談同席、教員研修を実施した。 ②全小・中学校にスクール・サポート・スタッフを配置した。 ③部活動指導員を採用し、区内中学校2校に配置した。	B	①②③今後も活用、推進する。	①研修0回、相談53日 【スクールロイヤー配置、年1回以上研修実施】 ②30校【30校】(100%) ③3校に配置【4校に配置】(75%)	①学校問題に明るい弁護士を活用し、トラブルへのアドバイス、面談の同席を行いました。 ②全小・中学校にスクール・サポート・スタッフを配置しました。 ③部活動指導員を採用し、区内中学校3校に配置しました。	B	①②③今後も活用、推進します。					
			計画事業	127	外国籍児童・生徒等に対する通訳サービス・通訳派遣の充実	学務課	外国にルーツを持つ児童・児童・生徒と保護者を支援します。	外国籍の児童・生徒及びその保護者のコミュニケーションを確保するためタブレット端末を小学校2校、中学校1校、幼稚園1園に継続して配置します。	通訳サービスの周知	-	-	-	-	コミュニケーションを確保するためタブレット端末を小学校2校、中学校1校、幼稚園1園に継続して配置した。	A	利用実態を踏まえ、より効率的、効果的なコミュニケーション手段確保のための対応を引き続き検討していく。	-	コミュニケーションを確保するためタブレット端末を小学校2校、中学校1校、幼稚園1園に継続して配置しています。	A	利用実態を踏まえ、より効率的、効果的なコミュニケーション手段確保のための対応を引き続き検討していきます。			

具体的な取組			事業の概要						目標管理											
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名（A）	担当課（B）	事業目標（C）	事業内容（D）	目標（E）	計画策定期の現状値（平成30年度）（F） ※重点事業のみ	目標値（令和6年度）【内は当初の目標値（G）】	目標値の性質（Z）	令和5年度				令和6年度			
													令和5年度実績 【内は令和5年度目標値達成率（%）（q）】	事業目標に資する令和5年度の取組内容（r）	主管課評価（s）	令和6年度以降の取組の方向性（t）	令和6年度実績 【内は令和6年度目標値達成率（%）（u）】	事業目標に資する令和6年度の取組内容（v）	主管課評価（w）	令和7年度以降の取組の方向性（x）
②子ども・若者支援に関わる人のための環境整備	子ども・若者支援に関わるおとなを支援する仕組みを整備します。	子ども・若者に安心して働き、活動するための環境を整備します。	計画事業	37	スクールソーシャルワーカー活用事業【再掲】	教育センター	学校と連携し、児童虐待やいじめを受けている児童・生徒を早期に発見し、関係機関と連携し支援を行います。	学校のみでは解決が困難な問題を抱える児童・生徒に対しスクールソーシャルワーカーを派遣し、家庭や地域社会、学校との協働体制の整備や関係機関と連携を図るなど、環境改善を行います。また、アートリーチ（訪問型の支援）を用い、児童・生徒の状況に応じた支援を行います。さらに、地域や学校の特性を把握し、不登校等の未然防止に寄与します。	関与した学校数	-	30校	数値維持継続型	A	・SSW8名体制を取り、学校配置型事業を充実させ、間1,050回（30校×3時間×35回）巡回し、早期発見、未然予防につなげた。 ・ワーカーの資質向上の為に、スープーパーバイザーによるスープーパーバイズを年間358時間実施した。 ・SSW活用について、各学校への周知を進めた。	30校【30校】(100%)	・SSW10名を中学校区（中学校及び隣接する小学校）毎に配置し、年間1,237回（30校×毎週3時間、各校を巡回、課題や問題のある児童・生徒に対し早期発見・早期対応を行う。 ・令和7年4月より新設された不登校対策支援グループ及び不登校対策SV、不登校巡回教員、さらに全8中学校に拡大配置された不登校対策支援員とSSWが相互連携し、支援体制を一層強化する。 ・先行する中学校の不登校対策をモデルに、小学校への学校巡回数を増やす等、児童に対する支援強化を図る。	A	・SSW10名を中学校区（中学校及び隣接する小学校）毎に配置し、各校を巡回、課題や問題のある児童・生徒に対し早期発見・早期対応を行う。 ・令和7年4月より新設された不登校対策支援グループ及び不登校対策SV、不登校巡回教員、さらに全8中学校に拡大配置された不登校対策支援員とSSWが相互連携し、支援体制を一層強化する。 ・先行する中学校の不登校対策をモデルに、小学校への学校巡回数を増やす等、児童に対する支援強化を図る。		

目標4「若者の自立と社会参加を支援する」

(1) 若者の自立支援

①日常生活への支援	若者が心身ともに健康的な生活を送るために必要な情報提供や、健診機会を提供します。	計画事業	128	中高生センタージャンブにおける子ども・若者の生活向上のための取組	子ども若者課	中高生が社会のなかで生きていく力を身に着ける機会を提供します。また困難に直面している中高生に対し、解決する一助となるよう支援します。 ※令和2年度より事業内容を一部変更	中高生センタージャンブにおいて、料理や掃除などの日常生活に関する講座や、各種若者支援団体による定期的な啓発・相談事業（都エイズ啓発事業ふおー・ていー/NPOピコラーレ）により、トラブルを回避し健康的な生活を送る能力を身につける機会を提供します。	参加者数	-	120人	数値上昇型	136人【130人】	A	各種団体の巡回事業により悩みを持つ中高生への対応や、性に対する正しい知識・自分の身を守る知識を得る機会を提供しました。	148人【120人】(123%)	各種団体の巡回事業により悩みを持つ中高生への対応や、性に対する正しい知識・自分の身を守る知識を得る機会を提供しました。	A	引き続き、専門知識と対応経験豊富な各団体と連携し、トラブルを抱える前に身を守る知識を得る機会、また相談窓口を知る機会となるよう事業実施します。
		計画事業	129	鬼子母神plus	地域保健課	若年者の健康とその基礎となる生活衛生（食品、環境）及び妊娠・出産・子育てに関する情報を発信します。	池袋保健所1階に、女性や若年者の結婚・妊娠・出産・子育てといったライフプラン形成のための情報発信スペース「鬼子母神plus」を設け、月別に設定したテーマを中心に健康情報展示を行っています。また活動スペースとして登録団体に貸し出しています。	展示替えの回数	-	年間12回	数値維持継続型	12回【12回】	B	計画とおり事業を実施した。	12回【12回】	計画とおり事業を実施しました。	B	引き続き、結婚や妊娠・出産・子育てのライフプランニングを自らの力で行うことを目指して、幅広い健康情報を発信していく。
		計画事業	130	若年者向け（40歳未満）健診事業	健康推進課	健康課題に合わせた疾病予防や健康づくりを支援します。	法的な健康診査の位置付けがない若年層の方を対象に、健康課題に合わせた疾病予防や健康づくりのため、生活習慣病予防健診（男性）、女性の骨太健診を実施しています。	実施回数	-	24回	数値維持継続型	24回【24回】	A	生活習慣病予防健診及び女性の骨太健診をそれぞれ年間12回実施しました。若年層の方へ健康診査の機会を通じて、生活習慣の見直しや疾病予防について啓発しました。	24回【24回】	生活習慣病予防健診及び女性の骨太健診をそれぞれ年間12回実施しました。若年層の方へ健康診査の機会を通じて、生活習慣の見直しや疾病予防について啓発しました。	A	法的な健康診査の位置づけがない若年層の方を対象に、健康課題に合わせた疾病予防や健康づくりのため、本事業を継続して実施します。
		計画事業	131	AIDS知ろう館	保健予防課	エイズの正確な知識を提供し、予防行動を啓発します。	エイズについて、「正しく知り」「考え」そして「行動」できるよう学習するためのスペースです。館内には東京都エイズ啓発拠点（ふおー・ていー）が開設され、同年代のスタッフによる若者への正しい知識・予防行動についての情報提供が行われています。	来館者数	-	270人	数値維持継続型	208人	B	HIV・エイズの啓発の場として情報発信を行った。	455人（ふおー・ていーの来館者数）	HIV・エイズの啓発の場として情報発信を行いました。	A	令和8年度からは新保健所への移転に伴い現在の形でのスペースはなくなりますが、引き続き若者を中心にエイズ・性感染症に関する予防啓発情報を発信・提供し、予防への関心の向上を目指します。
		計画事業	132	エイズ予防教育	健康推進課	エイズや性感染症の予防に関する正しい知識の普及を図ります。	HIV感染者・エイズ患者が急増する中、思春期の保健対策の強化が重要な課題になっています。区内公立中学校と連携し、エイズや性感染症に関する健康教室を実施しています。	実施回数	-	7回	数値維持継続型	3回【7回】	C	区内公立中学校にて、エイズや性感染症の予防、性の多様性について学習する機会として健康教室を実施しました。また、健康についての相談先について周知しました。	3回【7回】	区内公立中学校にて、エイズや性感染症の予防、性の多様性について学習する機会として健康教室を実施しました。また、健康についての相談先について周知しました。	C	中学校の受け入れ状況が回復し、依頼数が増えた際には目標回数の予防教育を実施します。
		計画事業	133	子宮頸がん検診	地域保健課	子宮頸がん検診の受診率向上させます。	子宮頸がんの早期発見・早期治療のため、年度末時点で20歳以上偶数年齢の女性を対象に、子宮頸がん検診を実施します。本検診は、2年に1回の定期的な受診を推奨しています。	子宮頸がん検診の受診率	-	31.00%	数値上昇型	27.8%【30.0%】	A	がん検診受診チケットを20歳以上80歳未満の対象者全員へ送付しました。受診再勧奨については、予算上の制約から費用対効果の高い大腸がん検診を対象としたため、受診者が8,301人と前年度比14.4%もの大きな減少が見られました。	27.4%【31.0%】	がん検診受診チケットを20歳以上80歳未満の対象者全員へ送付しました。受診再勧奨については、予算上の制約から費用対効果の高い大腸がん検診を対象としたため、受診者が8,301人と前年度比14.4%もの大きな減少が見られました。	A	引き続き、がん検診受診チケットを対象者全員へ送付します。受診再勧奨については、予算の範囲内で再開できるよう検討を行います。
		計画事業	134	自殺・うつ病の予防対策	保健予防課	差別偏見をなくし、誰もが生きやすい地域を目指します。	若者向けのメッセージカード、相談窓口一覧の作成による普及啓発や、ゲートキーパーの養成とネットワーク化による地域連携体制の構築を行います。若者の自殺対策として大学生と協働したハートプロジェクトの実施、自殺・うつ病の予防対策委員会によるデータの分析や活動の評価、改善策を検討します。	①意識的にストレ ssを解消している人の割合数 ②ゲートキーパー養成数（累積）	-	①70.0% ②3,950人	①数値維持継続型 ②数値上昇型	①79.6% ※3年に1回の調査であり、5年度は未実施のため最新の数値を掲載しています。 ②70% ③2,592人 ④3,430人	A	①普及啓発：コロナ禍に対応したこころのケア支援、鉄道会社とのキヤンペーン実施、小中学生に相談メモを配布しました。 ②相談：大学生が中高生シャンブにて支援しました。 ③自殺・うつ病の予防対策委員会にて活動の評価、改善策の検討を行いました。 ④区民間向けゲートキーパー養成講座を3回実施しました。	①68.6% （「健康に関する意識調査令和4年度版」より） ②70% ③2,978人 ④3,950人	①普及啓発：あらゆる年代に対応したこころのケア支援、鉄道会社とのキヤンペーン実施しました。 ②相談：大学生が中高生シャンブにて支援しました。 ③自殺・うつ病の予防対策委員会にて活動の評価、改善策の検討を行いました。 ④区民間向けゲートキーパー養成講座を2回実施しました。	B	地域の相談窓口の周知と相談体制の強化を行います。家庭や学校等の関連機関との連携強化及びネットワークづくりを推進します。

具体的な取組			事業の概要						目標管理												
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名(A)	担当課(B)	事業目標(C)	事業内容(D)	目標(E)	計画策定時の現状値(平成30年度)(F) ※重点事業のみ	目標値(令和6年度) 【内は令和5年度目標値】(G)	目標値の性質(Z)	令和5年度				令和6年度				
①日常生活への支援	若者の生活力向上や健康確保を図ります。		計画事業	135	青少年自殺予防対策事業	子ども若者課	「命をまもる」予防の觀点から、中高生に直接届く事業を実施します。	子ども・若者の身近な居場所である中高生セータージャングルで、大学院等と連携して、子ども・若者を対象とした相談支援事業を行います。またコラージュ・サンドピクチャーなどの手法を用いて、中高生が自分と向き合う時間を確保して「自己肯定感」を再獲得し自殺予防に取り組みます。	※令和2年度より事業内容一部変更	参加者数	-	200人	数値上昇型	172人 【170人】	〈ジャンプ東池袋〉心理を学ぶ大学院生による相談会を開催しました。 〈ジャンプ長崎〉ビジュアルワークによる表現活動を通じて自己肯定感を高める機会をつくりました	B	継続し実施します。相談会・ビジュアルワークについては、参加しやすいグループでの参加など工夫します。	143人 【200人】 (71%)	〈ジャンプ東池袋〉心理を学ぶ大学院生による相談会を開催しました。 〈ジャンプ長崎〉ビジュアルワークによる表現活動を通じて自己肯定感を高める機会をつくりました	C	継続し実施します。相談会・ビジュアルワークについて、日ごろの運営のなかでの利用者への周知をしていきます。自己肯定感を高めるため効果的な事業の検討も進めています。
			計画事業	136	子ども・若者への消費者教育推進事業	産業振興課	消費生活に関する知識を修得し、適切な行動に結び付けられるよう消費者教育を実施します。	消費生活に関する知識を修得し、適切な行動に結び付けられるよう消費者教育を実施します。	小中学生向け啓発パンフレットの送付数	①数値維持継続型 ②数値維持継続型	①1,422部 【1,400部】 ②880部	①1,400部 【1,400部】 ②915部 【880部】	区立小学校6年生、区立中学校3年生へ消費者教育に関するパンフレットを配布しました。子どもスキャップで7件の出前講座等を実施しました。また区内大学の新入生ガイダンスでの講座や専門学校での講座を実施しました。	A	区内小中学校等に対し、啓発パンフレットの配布や出張講座を通じた教育・啓発活動を実施とともに、区内大学などへの教育・啓発活動も進めていきます。	①1,455部 【1,400部】 ②892部 【880部】	区立小学校6年生、区立中学校3年生へ消費者教育に関するパンフレットを配布しました。子どもスキャップで12件の出前講座等を実施しました。また区内大学の新入生ガイダンスでの講座や専門学校での講座を実施しました。	A	区内小中学校等に対し、啓発パンフレットの配布や出張講座を通じた教育・啓発活動を実施するとともに、消費者生活相談員による「出張講座」を実施し教育・啓発活動を進めています。		
			計画事業	137	DV・デートDV防止のための周知啓発事業	男女平等推進センター	若年層に対してデートDV防止に関する周知啓発を行って、若者の自己形態を支援し、将来の配偶者間のDV発生防止を図ります。	DVやデートDV防止に関するリーフレットや相談カードの配布を行います。また、区立中学生等を対象とした「デートDV予防教室」の実施など、若年層に対してデートDV防止に関する周知啓発事業を行って、将来の配偶者間のDV発生防止を図ります。	デートDV予防教室の実施回数	-	10回	数値上昇型	12回 【8回（区立中学校数）】 (150%)	・自己尊重や相談する力をつけてもらえるよう区立中学校全校に対し「デートDV予防教室」を実施しました。 ・区内大学や障害者就労支援施設からの要望によりデートDV予防出前講座を開催しました。	A	自己尊重や相談する力をつけてもらえるよう区立中学校に対し「デートDV予防教室」を実施しました。 ・区内大学や障害者就労支援施設からの要望によりデートDV予防出前講座を開催しました。	17回 【10回】 (170%)	区立中学校8校に加え、区内私立男子中・高でも実施。 区立中では新たに特別支援級で実施したほか、私立男子校では男子向けに深く学べるよう工夫するなど、それそれに合わせた内容で若年層へ広く周知啓発を促進しました。	A	若年層において顕在化してきているデートDVを、将来、配偶者間のDVにつながるよう、区立中学校に対し「デートDV予防教室」の実施拡大を図る他、希望施設・学校等へのデートDV予防出前講座を実施します。	
②経済的自立への支援	若者の職業的自立や就労を推進します。		重点事業	138	就労準備・社会参加支援事業（困難を抱える若者に対する進路選択支援プログラム）	福祉総務課	若者の自分の将来を能動的に考えることができる環境作りを図るとともに、進路を「就職」とした者に対し、正規職の決定を促進します。	定時制・通信制高校在籍者、高校中退者、若年無業者に対する将来の進路に対する助言、就労支援、就職活動技術支援、居場所づくり等を行います。	参加者数	73人	100人	数値上昇型	103人 【70人】 (103%)	1年生、2年生に向けた予備的なキャリア教育面での支援を中心に実施した。	A	引き続き支援を必要とする層に向け適切な支援が行えるよう事業を展開する。	5人 【100人】 (5%)	高校1年生、2年生に向けた予備的なキャリア教育面での支援を中心に実施しましたが、学校からの講演依頼が少なく、例年より低い実績となりました。	C	引き続き支援を必要とする層に向け、適切な支援が行えるよう事業を展開します。	
			計画事業	139	若者自立支援事業	子ども若者課	ひきこもり等の若者の自立を支援するため、就労体験の機会を提供します。	ひきこもり等の若者に就労体験の機会を提供するため、中高生センター・ジャンプの清掃業務の一部を、若者の自立支援を行う団体に委託します。	清掃業務委託の修了人數	-	2人	数値維持継続型		令和2年度末で事業終了のため、実施なし。	D	令和2年度末で事業終了。今後も事業再開予定なし。			終了		
			計画事業	140	子ども・若者支援事業 ↓ 令和6年度より「次世代育成支援事業」に変更	生活福祉課 西部生活福祉課	貧困の連鎖を防止し、生活保護を受給している子どもや若者が夢や希望をもって自らの人生を選択し、自立した生活を送れるようにします。	子どもや若者のいる生活保護受給世帯に対して、専門の支援員が訪問や面接等を重ねる中で問題点を把握し、ケースワーカーと連携して生活の解消や学力向上を目指した無料学習会へのつなぎなどの支援を行い、将来自立した生活を送っているように支援します。	高校在籍率	-	100%	数値維持継続型	100% 【100%】	訪問・面接相談等を通して各世帯の抱える課題を把握し、必要な情報提供や個々に応じて関係機関に繋げるなどの支援を行った。	A	専門の支援員が支援対象世帯の抱える問題点を把握し、ケースワーカーと関係機関と連携しながら必要な支援、情報提供等を行った。	100% 【100%】	引き続き、訪問・面接相談等を通して各世帯の抱える課題を把握し、必要な情報提供や個々に応じて関係機関に繋げるなどの支援を行った。	A	専門の支援員が支援対象世帯の抱える問題点を把握し、ケースワーカーと関係機関と連携しながら必要な支援、情報提供等を行います。	
			計画事業	141	就業支援事業	産業振興課	若年求職者と採用意欲のある企業とのマッチングの場を提供します。	求職者の職業相談を行うハローワーク池袋（池袋職業安定所）や東京しごと財団（東京都）、近隣区と連携して、就職フェアや就労支援セミナーなどを開催し、若年求職者の就職をサポートします。	参加者数	-	60名	数値維持継続型	①就職面接会2回開催 1回目：参加3社、求職者28名、就職者5名 2回目：参加3社、求職者16名、就職者7名 【2回開催】 ②東京都労働相談情報報センターによる街頭労働相談（区後援） 1回開催 【1回開催】	・6月15日、10月12日にイケビズでハローワーク池袋、豊島区共催の就職面接会を開催しました。 ・5月17日池袋西口地下通路において区後援の東京都街頭労働相談を通りて就労を支援していきます。	B	①就職面接会2回開催 1回目：参加3社、求職者27名、就職者3名 2回目：参加3社、求職者22名、就職者3名 【2回開催】 ②東京都労働相談情報報センターによる街頭労働相談（区後援） 1回開催 【1回開催】	①6月5日、10月17日にイケビズでハローワーク池袋、豊島区共催の就職面接会を開催しました。 ・5月28日池袋西口地下通路において区後援の東京都街頭労働相談を通りて就労を支援していきます。	B	ハローワーク池袋就職面接会、東京しごと財団・しごとセンターからの就職情報の発信、東京都労働相談の後援を行なう。		
			計画事業	142	インターンシップの受入	人事課	公務職場を目指す学生の就労体験を支援します。	就業体験を通して、学生の公務に対する理解を深めるとともに自治体行政への関心を高め、今後の就職活動等に活かします。	事業の継続	-	-	-	32名	受入れ数及び受入れ課の拡充を目指し、各大学1名程度の募集とすることで様々な地域の大学と連携を深め、受入大学数も拡大した。受入れ数は7名、受入れ課数は3課増加した。	B	事業を継続し、今後は研修生の意欲をより高めることを目標とし、エントリーシートの事前提出や申込時、HPに受入課紹介を掲載する等を行なう。	29名	学生の質、学生と研修先のマッチングに課題があつたことから、質を高めることを目標とし、エントリーシートの事前提出や申込時、HPに受入課紹介を掲載する等を行なった。	B	引き続き事業を継続する。各大学と協定を結ばないインターンシップが求められているため、運用変更を検討する。また、受入課の減少が課題であるため（特に事務系）対応策を検討していく。	

具体的な取組			事業の概要						目標管理											
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名（A）	担当課（B）	事業目標（C）	事業内容（D）	目標（E）	計画策定期の現状値（平成30年度）（F） ※重点事業のみ	目標値（令和6年度）【内は当初の目標値（G）】	目標値の性質（Z）	令和5年度				令和6年度			
													令和5年度実績 【内は令和5年度目標値達成率（%）（q）】	事業目標に資する令和5年度の取組内容（r）	主管課評価（s）	令和6年度以降の取組の方向性（t）	令和6年度実績 【内は令和6年度目標値達成率（%）（u）】	事業目標に資する令和6年度の取組内容（v）	主管課評価（w）	令和7年度以降の取組の方向性（x）
②経済的自立への支援	若者の職業的自立や就労を推進します。		計画事業	143	自立相談支援事業（くらし・しごと相談支援センター）	福祉総務課	若者層や氷河期世代に対し、より効果的な就労支援を実施し、定着支援を強化します。	就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現状経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方々が抱える様々な課題を整理し、状況に応じて適切な支援及び支援の総合調整を行います。	就労支援数	-	200人	数値上昇型	170人【140人】	相談者に寄り添った支援を実施した。	A	引き続き相談者に寄り添った支援を実施する。	112人【200人】（56%）	単に求人のあっせんだけではなく、個別求人の開拓や就労が継続できるよう定着支援等も行いました。しかしながら、有効求人倍率の上昇等を背景に、コロナ収束以降は新規相談者が減っており、就労支援数も減少しました。	C	コロナ収束以降新規相談者が減り、就労支援数も減少していることから、潜在的な生活困窮世帯の掘り起このため、制度や窓口に関する広報活動に力を入れています。
				144	就労準備・社会参加支援事業	福祉総務課	若者層や氷河期世代に対し、その方の状況・状態に応じたオーダーメイドの支援プランを提供します。	①早期の就労に阻害要因を抱える者への基礎能力の修得や就労体験支援等を行うことで就労に向けた基礎を築く支援を行います。 ②ひきこもりを脱した方や生きづらさを抱える方々に対し地域の活動やイベントに参加し、人の繋がりをもつとともに自信回復、自己肯定感及び自己有用感等を醸成する支援を行います。	就労支援数	-	50人	数値維持継続型	18人【50人】	この支援を希望する相談者が少なく、目標数に届かなかった。	C	より当事者にとって魅力的と思われるプラン、選択肢を相談者に提示し、オーダーメイドの支援を実施する。	18人【50人】（36%）	すぐの就労が難しい、経験が乏しいなど様々な課題を抱える方々に対し、就労体験や社会参加活動の場を提供しました。この支援を希望する相談者が少なく、目標数を下回りました。	C	より当事者に寄り添い、意欲の喚起と本人希望を大切にしたプランの策定に努めるとともに、幅広い選択肢を提示し、オーダーメイドの支援を実施していきます。
				145	就労支援専門員支援事業	生活福祉課 西部生活福祉課	稼働能力を有する者に対し、就労支援専門員による就労支援を行なうことで、経済的自立を助長します。	就労支援者数	-	300人	数値維持継続型	367人【300人】	要支援者との面接を丁寧に実施し、本人の意向、抱える課題・問題点・経歴等を考慮しながら就職支援と定着支援を行った。	A	個々の被保護者の課題と強みを的確に把握することにより、より効果的に就職支援と就職の継続を目指す定着支援を実施する。	305人【300人】	要支援者との面接を丁寧に実施し、本人の意向、抱える課題・問題点・経歴等を考慮しながら就職支援と就職の継続を目指す定着支援を行なう。	A	個々の被保護者の課題と強みを的確に把握することにより、より効果的に就職支援と就職の継続を目指す定着支援を実施します。	
(2) 若者の参加支援				146	就労準備支援（就労意欲喚起）事業	生活福祉課 西部生活福祉課	就労経験がない、長期未就労等で、就労に課題の多い者に対し、就労意欲の喪失、就労と就労後の支援を行い、自立を支援します。	委託支援員が中学校卒業後の15歳以上の生活保護受給者に対して専門職の就労支援専門員が就労支援を行なうことで、経済的自立を助長します。	支援者数	-	90人	数値維持継続型	72人【90人】	要支援者の抱える問題点を把握し、個々に応じたプログラム参加を促しました。それにより就労阻害要因の解消と、就労自立を目指した支援を実施した。	B	引き続き、個々の抱える問題点を把握し、個々に応じたプログラム参加を促しました。それにより就労阻害要因の解消と、就労自立を目指した支援を行なう。	62人【90人】	要支援者の抱える問題点を把握し、個々に応じたプログラム参加を促しました。それにより就労阻害要因の解消を図り、就労自立を目指した支援を実施した。	B	引き続き、個々の抱える問題点を把握し、個々に応じたプログラム参加を促しました。それにより就労阻害要因の解消を図り、就労自立を目指した支援を行ないます。
①居場所・活動の場の充実				147	中高生センター・ジャングルの若者支援	子ども若者課	18歳以上の困難を有する若者を支援します。	中高生センターにおいて、高校を卒業したOB・OG世代への進路の変更や転職・就職に関する相談や、若者の社会貢献活動への支援を実施します。また、中高生の利用者が少ない時間帯に施設の一部に若者の居場所をつくります。	①登録者数 ②延べ利用者数 ③相談件数	①82人 ②1,095人 ③100件	①82人 ②1,095人 ③100件	①数値上昇型 ②数値維持継続型 ③数値上昇型	①60人【60人】（73%） ②1,637人【800人】（150%） ③544件【544件】（544%）	中高生時より困難を抱えている方はジャンプ卒業後も何等かの問題を抱えていることが多い。日頃より気軽に相談できる場として受け入れることで、困難時に孤立させず他機関と連携してサポートできる。	B	引き続き卒業生にとって相談しやすい関係を生かし、相談機関との橋渡し役としての役割を果たしています。	①69人【70人】（98%） ②1,175人【1,000人】（117%） ③841件【200件】（420%）	中高生時より困難を抱えている方はジャンプ卒業後も何等かの問題を抱えていることが多いが現状です。日頃より気軽に相談できる場として受け入れることで、困難時に孤立させず他機関と連携してサポートできる場として機能できるようにしていきます。	B	引き続き卒業生にとって相談しやすい関係を生かし、相談機関との橋渡し役としての役割を果たしています。

具体的な取組			事業の概要					目標管理														
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名（A）	担当課（B）	事業目標（C）	事業内容（D）	目標（E）	計画策定期の現状値（平成30年度）（F） ※重点事業のみ	目標値（令和6年度）【内は当初の目標値（G）】	目標値の性質（Z）	令和5年度				令和6年度					
													令和5年度実績 【内は令和5年度目標値達成率（%）（q）】	事業目標に資する令和5年度の取組内容（r）	主管課評価（s）	令和6年度以降の取組の方向性（t）	令和6年度実績 【内は令和6年度目標値達成率（%）（u）】	事業目標に資する令和6年度の取組内容（v）	主管課評価（w）	令和7年度以降の取組の方向性（x）		
①居場所・活動の場の充実	若者の居場所づくりや活動の場を充実します。	若者の居場所を提供し、若者の自主的な活動を支援します。	計画事業	151	としまscope	SDGs未来都市推進課	「わたししく、暮らせるまち。」をテーマに、地域と暮らしの情報や、ライフスタイル紹介などを行います。	主に働く世代や子育て世代を対象として、ホームページやSNSを活用し、「わたししく、暮らせるまち。」をテーマに、「まちの主役は、ここに住むひと、働くひと。」として、地域と暮らしの情報や、ライフスタイル紹介などを行います。	ひと月当たりの平均ページビュー数（前年度は平均3,000）	-	6000回	数値上昇型	-	終了	計画事業No.151【再掲】へ継承したため終了した。	-	終了	-	-	-	-	
②社会参加の推進	若者の社会参加を促進します。	社会参加の機会を確保する事業や社会参加に関する情報提供を進めています。	計画事業	152	としまぐらし会議プロジェクト	SDGs未来都市推進課	若者を含め、区在住・在勤・在学者を対象に、「わたししく暮らせるまち。」を実現したいひとの一步を踏み出す支援を行います。	“「わたししく暮らせるまち。」はみんなでつくる。”をコンセプトに、区在住・在勤・在学者等によるそれそれが主体的に地域課題を解決するための取組を支援していきます。また、新たな扱い手の創出に取り組んでいます。	としまぐらし会議新規参加率	-	-	-	-	-	廃止しました。	-	終了	廃止しました。	-	-		
		社会参加の機会を確保する事業や社会参加に関する情報提供を進めています。	計画事業	153	選挙普及啓発事業	選挙管理委員会事務局	若者の選挙に対する関心及び投票率の向上を目指す。	小中学校・高校・大学における選挙に関する選前講座や模擬選挙の実施及び選挙物品の貸出、マンガ家のデザインしたポスター等の普及啓発媒体の作成、若者を選挙立会人に選定することなどを通じて若者の選挙に対する関心を高め、投票率の向上につなげます。	各種啓発事業の適正な実施	-	-	-	主権者教育講座（年3回実施）、明るい選挙ポスターコンクール（年1回）等	マンガ家のたまごを支援する「紫雲荘活用プロジェクト」のメンバーがデザインしたポスターを作成した。選挙時にゲームセンターや百貨店等の大型ビジョンで啓発を行った。	A	小中学生向け主権者教育の内容を再検討、ポスターコンクールの更なる拡充により若年層への啓発を推進する。	主権者教育講座（年4回実施）、明るい選挙ポスターコンクール（年1回）、若年層投票立会人の募集	主権者教育講座は高校生を対象したものが多いため、校長会での小学生・中学生を対象とした、主権者教育講座の募集の呼びかけを行いました。ポスターコンクールの作品募集を増やすため、区内の中学校へ直接赴きました。	A	高校生だけでなく、小中学生向けの主権者教育講座の実施目標とします。ポスターコンクールの作品募集のため、全ての区内の中学校へ赴きます。若年層立会人の募集には、SNSを活用し、募集人数を効果的に増やします。	-	-
		社会参加の機会を確保する事業や社会参加に関する情報提供を進めています。	計画事業	154	地域防災力向上事業	防災危機管理課	新たな地域防災の扱い手を創出します。	消防団の加入や地域での防災訓練・防災講話への若者の参加を促進し、新たな地域防災の扱い手の創出に取り組みます。また、PTA等と連携し、小中学校を対象とした防災授業や地域の防災講話、防災イベントを通じて、防災意識の向上を図ります。 ※令和2年度より事業内容を一部変更	若者を対象とした防災啓発事業の実施	-	年2回程度実施	数値維持継続型	16回	区内小中学校及び高等学校15校において防災授業を実施した。避難所での感染症対策として導入した段ボール簡仕切りの設営体験や避難所受け入れシミュレーション（HUG）に加え、学校の防災設備の確認などを実施した。	A	令和5年度に引き続き、区内小中学校及び高等学校において防災授業を実施し、防災意識の普及啓発に努める。	13回	区立小中学校および都立高校11校にて防災授業を実施しました。避難所運営ゲーム（HUG）の実施やマンホールトレーニングなど防災資機材等の使用方法の確認を行いました。	B	引き続き、区内小中学校及び高等学校において防災授業を実施し、防災意識の普及啓発に努めるとともに、積極的に学校への積極的な防災授業の実施を呼びかけてまいります。	-	-

目標5「それぞれの状況に応じ、子ども・若者及び家族を支援する」

(1) 状況に応じた支援

①虐待を受けた子どもへの支援	虐待を受けた子どもを早期発見し、状況の改善を図ります。	子どもや家庭からの相談事業や子どもを保護する事業を推進します。	重点事業	29	子ども虐待防止ネットワーク事業【再掲】	子ども家庭支援センター	児童虐待の予防及び重篤化の防止を図ります。	①児童虐待の予防・防止に関するネットワークの重層的整備を図ります。 ②児童問題に関する各関係機関相互の調整とケース管理を行います。 ③マニュアル等を教材とした職員研修の充実を図ります。	児童虐待等支援家庭の改善率	52.8% 【55%】	84%	数値上昇型	66.8% 【66%】	三機関の連携強化のため定期的な会議実施継続。また関係機関職員向けの出張講座も開催し、児童虐待防止・対応に関する啓発を実施した。	A	引き続き、児童虐待防止に関する啓発を行うとともに、職員の質向上にも努め、要支援家庭の改善率を図る。	52.8% 【84%】 （62.9%）	関係機関との会議実施のほかに、豊島こども会議にて、ヤングケアラーについての啓発に関する取り組みも行いました。また、児童虐待等要支援家庭の改善率について、長期に渡るケースが増加していることから、改善率の実績が低くなっています。	C	豊島こども会議で提案された内容（イベントでの啓発、着ぐるみの活用、など）を取り入れ、引き続き要支援家庭の状況改善を図ります。	-	-
			計画事業	155	母子生活支援施設	子育て支援課	生活や養育に課題のある母子世帯に対し入所による生活支援により自立を目指します。	児童の養育をしながら、課題解決のために支援が必要な母子家庭に対し、入所による自立促進のための生活支援を行います。	入所世帯数	-	20世帯	数値上昇型	17世帯 【20世帯】	課題のある母子世帯の生活支援、養育相談等を随時行い、課題の解決に努めた。随時子担当の指導員による心理面接もおこなった。退所後の地域に向けた支援にも力を入れている。	B	課題のある母子世帯の生活支援、養育相談等を随時行い、課題の解決に努めた。必要性のある母子については、心理士によりカウンセリングも行い、心のケアと意見が尊重できる環境作りに努めている。	16世帯 【20世帯】	課題のある母子世帯の生活支援、養育相談等を随時行い、課題の解決に努めた。必要性のある母子については、心理士によりカウンセリングも行い、心のケアと意見が尊重できる環境作りに努めている。	B	課題のある母子世帯の生活支援、養育相談等を随時行い、入所中でできるかぎりの課		

具体的な取組			事業の概要						目標管理											
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名（A）	担当課（B）	事業目標（C）	事業内容（D）	目標（E）	計画策定時の現状値（平成30年度）（F） ※重点事業のみ	目標値（令和6年度）【内は当初の目標値（G）】	目標値の性質（Z）	令和5年度				令和6年度			
①虐待を受けた子どもへの支援	虐待を受けた子どもを早期発見し、状況の改善を図ります。	子どもや家庭から相談事業や子どもを保護する事業を推進します。	計画事業	39	子どもの権利擁護委員相談事業【再掲】	子ども若者課	子どもの権利侵害について相談に応じ、救済や回復のために支援をします。また、権利侵害に関する調査・調整を行い、関係機関等と連携を図り、子どもの権利侵害を予防し、子どもの救済や回復に努めます。	権利侵害に関する活動件数	-	20件	数値上昇型	28件 【25件】	令和5年9月に「としま子どもの権利相談室を開設し、個別相談に対応するほか、ジャンプでの巡回相談を実施した。	A	引き続き、個別相談・巡回相談を実施するとともに、「としま子どもの権利相談室」の活動報告書を作成し、広く活動を周知していく。	39件 【30件】	相談室に寄せられる個別相談への対応をはじめ、権利擁護委員による中高生セタージャンプへの巡回訪問を継続して実施しています。	A	引き続き子どもの権利侵害に関する相談に応じるとともに、関係機関へのアドバイスなどを通じて、子どもの権利侵害の予防、早期発見に努めています。	
②社会的養育の推進	社会的養育が必要な子どもに対して必要な支援を届けます。	社会的養育基盤構築事業	児童相談課	40	児童相談所の設置・運営【再掲】		児童相談所を設置し、児童虐待に迅速・確実に対応する体制を実現します。	-	-	-	-	-	増加する虐待相談及び困難ケースへの十分な対応を行ため、専門研修の受講、所内OJTを実施し、各専門職の人材育成を図った。 児童福祉法改正に伴い、R6年度4月から実施する子どもの意見聴取事業の効率化により、職員の負担軽減を図ります。また、緊急に保護が必要とする場合、保護による行動観察や短期入所指導を行う場合に、一時保護を行います。	A	豊島区児童相談所の職員研修計画に基づき、引き続き市職員の人材育成に取り組む。 児童相談所業務のICT化による業務効率化により、職員の負担軽減を図る。 R7年度より開始する一時保護時の司法審査業務に対応するため、弁護士との連携体制や、職員体制等を検討する。	-	一時保護時及び児童福祉施設等への入退所時、全児童から意見聴取等措置を実施した。 また、6月より第三者機関による、一時保護中児童へのアドボケートを開始した。 一時保護時の司法審査に対応するため、令和7年度から職員の増員を行い課内体制を整備した。 また、国マニュアルを元に業務フローや各種様式を作成するとともに、実際に保護状請求に必要な書類の作成、準備までのシミュレーションを実施した。	A	引き続き意見聴取等措置を行うとともに、意見表明支援員との情報共有を行い、子どもの権利擁護に向けた取組を進める。 また、児童福祉法の改正や子ども性暴力防止法に適切に対応するため、制度理解及び運用検討を行う。 合わせて、児童相談体制の強化を目的とした都区連携強化にも取り組み、業務の平準化をはじめ、共同による人材育成や人材交流について検討を進めています。	
③いじめを受けた子ども、不登校、ひきこもりへの支援	いじめや不登校、ひきこもり等の悩みを抱える子ども、若者に対する支援を推進します。	相談体制の整備や、適応指導教室の運営等の事業を実施します。	重点事業	156	社会的養育基盤構築事業	児童相談課	社会的養育が必要な児童に対する支援の基盤構築を目指します。	里親支援担当職員の育成、社会的養育の制度についての普及・啓発や里親やショートステイ協力家庭候補者育成等を行うとともに、児童養護施設等の誘致を検討します。	①里親普及啓発②里親登録数	①3回 ②14家庭	①8回 ②22家庭	①数値上昇型 ②数値上昇型	①7回 ②5回 (87.5%) ②22家庭 【21家庭】 (100%)	区主催イベントへの参加や個別相談会・地域への出前講座等をはじめ、府内や都電を活用した里親制度の広報を通じて、区児相が開設したメルカリを最大限に活かした、区独自の里親制度の普及啓発と里親登録家庭拡充事業を開展した。	A	里親登録のさらなる拡充と未委託里親への委託促進のため、小学校区を基準とした里親登録促進をオフライン事業所と連携し行う。体験発表会や各種イベントを活用し広く里親制度への認知度の向上に取り組む。引き続き未委託里親の育成や適切なマッチングを行い、委託促進に向けて支援を行う。	①26回 【8回】 325% ②26家庭 【22家庭】 118%	相談会や出前講座等を開催するとともに区内イベントにも参加し、普及啓発及び区内団体との交流を図った。社会貢献活動見本市では「豊島新聞賞」、「としまNPO推進協議会地域活動奨励賞」を受賞した。 あわせて、既存の里親に向けた研修・トレーニングも実施し、養育スキルの維持向上に継続的に取り組んでいる。	A	四半期ごとに到達目標と現状を明確にし、原因と対応策をチェックするとともに、所内里親連絡会を月1回開催し、管内養育家庭の状況を把握する。また、児童福祉審議会や里親委員等推進委員会等に適時経過報告を行い、里親委託等推進に向けたアドバイスを伺う。
④いじめを受けた子ども、不登校、ひきこもりへの支援	いじめや不登校、ひきこもり等の悩みを抱える子ども、若者に対する支援を推進します。	相談体制の整備や、適応指導教室の運営等の事業を実施します。	重点事業	42	子ども若者総合相談事業（アシストしま）【再掲】	子ども若者課	不登校、ひきこもりなど困難な状況にある子ども、若者に対して自立に向けた支援を行います。	児童養護施設や里親のもとから渠立つ若者に対して、支度金・給付型奨学金による経済的支援と、退所前からの切れ目のない相談支援により、退所後の生活に対する不安を軽減し、自立や自己実現を後押しする。	措置解除者のうち進学者の2年後進籍・卒業率（%）	-	90%	-	-	-	B	引き続き、指導課や子ども家庭支援センターとの連携に加えて、児童相談所、子どもの権利相談室、教育センター、児童発達支援センター等との連携体制も整理し、さらなる連携の強化に努める。	①7件 【20件】 (35%) ②7件 【30件】 (23%)	相談支援については、社会的養育経験者に加えて、虐待を受けた経験が有る方もこれまで公的支援につながらなかった若者も対象として実施。	A	毎年度、進捗状況の点検と評価を行い、児童福祉審議会に報告することで課題に対応していく。公的支援につながらなかった若者に対してもSNSを活用したアプローチなど様々な手法を実施していく。
⑤児童の学習支援	児童の学習支援	相談体制の整備や、適応指導教室の運営等の事業を実施します。	計画事業	157	柚子の木教室（適応指導教室）	教育センター	不登校状況にある児童・生徒のうち、適応指導教室を利用することを有効と思われる児童・生徒に対して、在籍校と連携し、学校復帰や社会的自立に向けた支援を行います。	不登校児童・生徒に、学習やスポーツ、宿泊教室、体験活動等を通して度でもやり直せることを実感させ社会的自立に向けた、居場所機能、学習機能、社会的適応支援機能を充実させます。また、いじめなど何らかの理由で学校に登校することが困難な児童・生徒の一時的なシェルターとして機能します。	義務教育修了時点の社会復帰率	-	100%	数値維持継続型	100% 【100%】	・社会的自立へ向け、集団への適応、情緒の安定、基礎学力の補充を支援していく。 ・各学校から実習生を積極的に受け入れ、児童・生徒に対し充実した個別支援の一助としていく。 ・中3生徒を中心により良い進路選択を支援していく。 ・VLP事業「バーチャル柚子の木」を活用し、児童・生徒相互のコミュニケーション力を高めていく。	100% 【100%】	・社会的自立へ向け、集団への適応、情緒の安定、基礎学力の補充を支援していく。 ・各学校から実習生を積極的に受け入れ、児童・生徒に対し充実した個別支援の一助としていく。 ・中3生徒を中心により良い進路選択を支援していく。 ・VLP事業「バーチャル柚子の木」を活用し、児童・生徒相互のコミュニケーション力を高めていく。 ・新たな教室リニューアル改修に備え、児童・生徒と共に環境整備を進めました。	A	・社会的自立へ向け、集団への適応、情緒の安定、基礎学力の補充を支援していく。 ・各学校から実習生を積極的に受け入れ、児童・生徒に対し充実した個別支援の一助としていく。 ・中3生徒を中心により良い進路選択を支援していく。 ・VLP事業「バーチャル柚子の木」を活用し、児童・生徒相互のコミュニケーション力を高めていく。 ・新たな教室リニューアル改修に備え、児童・生徒と共に環境整備を進めました。		

具体的な取組			事業の概要					目標管理												
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名（A）	担当課（B）	事業目標（C）	事業内容（D）	目標（E）	計画策定時の現状値（平成30年度）（F） ※重点事業のみ	目標値（令和6年度）【内は当初の目標値（G）】	目標値の性質（Z）	令和5年度				令和6年度			
													令和5年度実績 【内は令和5年度目標値達成率（%）（q）】	事業目標に資する令和5年度の取組内容（r）	主管課評価（s）	令和6年度以降の取組の方向性（t）	令和6年度実績 【内は令和6年度目標値達成率（%）（u）】	事業目標に資する令和6年度の取組内容（v）	主管課評価（w）	令和7年度以降の取組の方向性（x）
③いじめを受けた子ども、不登校、ひきこもりへの支援	いじめや不登校、ひきこもり等の悩みを抱える子ども、若者に対する支援を推進します。	相談体制の整備や、適応指導教室の運営等の事業を実施します。	計画事業	158 教育相談	教育センター		養育上の悩みや不登校、いじめなどの学校不適応問題に対しての相談内容に応じて学級や関係機関との連携を図ります。		教育相談取扱い件数	-	460件	数値維持継続型	495件 【460件】	令和4年度に引き続き学校だけでなく関係機関とも連携することで、教育相談の認知度が高まり、相談件数が目標件数を上回った。	A	・令和6年4月より中学校3校に区独自で不登校対策支援員を配置し、学校内の別室での指導を開始。 ・中学校区（中学校及び隣接する小学校）に配置することで、小学校段階から不登校傾向の児童を把握し、継続的な支援を行う。職員室にスクールソーシャルワーカーがいることで、教職員との情報共有がスムーズになり、学校だけではなく方対応しないケースに応じて、医療や福祉などの専門機関へつなげる。	552件 【460件】	令和5年度に引き続き学校だけでなく関係機関とも連携したこと、教育相談の認知度が高まり、絶対件数よりも新規受付件数が増加した結果、目標値を上回った。前年度からの継続相談が増えていたため、丁寧な伴走支援が行なっている。	B	・心理職による、定期的な継続相談を通じて子どもの成長や発達に伴つている問題や悩み、いじめ等に伴走支援をし、相談者が自立できるようにしていく。また心理職にしかできない発達検査や継続相談を通じて、子ども自身の自己理解や保護者の子への理解を深め、家庭や学校内で上手にやっているよう後方支援をしていく。 ・不登校対策として西池袋中学校にチャレンジクラス（スリジ）を開設したことにより、在籍校とも連携しながら中学校進学の相談を丁寧に対応する。
				36 スクールカウンセラー事業【再掲】	指導課 教育センター		都公立学校スクールカウンセラーを区立小・中学校に派遣し、いじめや不登校などを未然に防止するためのカウンセリングや教員への助言を行います。また、区立幼稚園も対象に加え、教育センター相談員によるスクールカウンセリングを行います。		配置校数（全小中学校30校）	-	30校	数値維持継続型	指導課 30校【30校】 教育センター 3団【3団】	指導課 東京都からのスクールカウンセラーセルを小・中学校全校に配置した。さらに、各校1名配置から、3校のみ派遣人数・回数を2倍に増加した。 教育センター スクールカウンセラーが区立幼稚園を巡回し、子どもの課題や困り感への対応について教職員等へ助言を行った。	A	指導課 今後も配置の維持を東京都に依頼をする。 教育センター 区立幼稚園における巡回相談を継続する。	指導課 30校【30校】 教育センター 3団【3団】	指導課 東京都からのスクールカウンセラーセルを小・中学校全校に配置しました。さらに、各校1名配置から、3校は派遣人数・回数を2倍に、1校は3倍に増加しました。 教育センター スクールカウンセラーが区立幼稚園を巡回し、子どもの課題や困り感への対応について教職員等へ助言を行った。	A	指導課 今後も配置の維持を東京都に依頼します。 教育センター 区立幼稚園における巡回相談を継続する。
				37 スクールソーシャルワーカー活用事業【再掲】	教育センター		不登校、ひきこもりなど困難な状況にある区立小・中学校に在籍する児童・生徒に対して、学ぶ権利の確保に向けた支援を行います。		支援・関与数	-	180件	数値維持継続型	110件 【180件】	・SSW8名体制を取り、学校配置型事業を充実させ、間1,050回（30校×3時間×35回）巡回、早期発見、未然予防につなげた。 ・ワーカーの資質向上の為に、スーパーバイザーによるスーパーバイズを年間358時間実施した。 ・SSW活用について、各学校への周知を進めた。	C	・令和6年4月より中学校3校に区独自で不登校対策支援員を配置し、学校内の別室での指導を開始。 ・中学校区（中学校及び隣接する小学校）に配置することで、小学校段階から不登校傾向の児童を把握し、継続的な支援を行う。職員室にスクールソーシャルワーカーがいることで、教職員との情報共有がスムーズになり、学校だけではなく方対応しないケースに応じて、医療や福祉などの専門機関へつなげる。	170件 【180件】 94%	・SSW10名を中学校区（中学校及び隣接する小学校）毎に配置し、年間1,237回（30校×毎週3時間）各校を巡回、課題や問題のある児童・生徒に対し早期発見・早期対応を行う。 ・令和7年4月より新設された不登校対策支援グループ及び不登校対策SV、不登校巡回教員、さらに全8中学校3校に区独自に配置された不登校対策支援員とSSWが相互連携し、支援体制を一層強化する。 ・SSWと、令和6年4月より中学校3校に区独自に配置された不登校対策支援員による連携支援を開始した。	B	・SSW10名を中学校区（中学校及び隣接する小学校）毎に配置し、各校を巡回、課題や問題のある児童・生徒に対し早期発見・早期対応を行う。 ・令和7年4月より新設された不登校対策支援グループ及び不登校対策SV、不登校巡回教員、さらに全8中学校3校に区独自に配置された不登校対策支援員とSSWが相互連携し、支援体制を一層強化する。 ・先行する中学校の不登校対策をモデルに、小学校への巡回回数を増やす等、児童に対する支援強化を図る。
④生活困窮家庭への支援	経済的支援、就労支援、就学援助や子どもへの学習支援等を実施します。	生活困窮家庭の自立を促進します。	重点事業	159 生活困窮者自立相談支援事業（子どもの学習・生活支援事業）	福祉総務課		地域の無料学習団体の支援及び拡大を図ることで、学習を通じた子どもの居場所作りを推進します。また、世帯全体の生活支援により困難課題の解決をする場を提供する。併せて、登録団体の拡大に向け取り組みます。		①支援者数 ②無料学習団体数 （とこネット登録団体）	①設置に向けて検討中 ②設置に向けて検討中	①令和4年度中に開設 【①令和3年度中に開設】 ②数値上昇型 【②50件】	令和5年度中の開設	関係機関と調整し、千登世橋教育文化センター内に令和5年9月に開設した。また、相談室で相談を受けるほか、子どもスキップや中高生センタージャンプでのアウトドア活動を行った。	A	引き続き、関係機関等の連携方法を整備しながら、相談室の運営、普及・啓発。 ①子どもの権利侵害を防ぐための相談室の運営、普及・啓発。 ②39件【50件】（78%）	子どもの権利相談員、子どもの権利擁護委員をはじめ、関係機関と連携しながら子どもの権利侵害に関する相談に対応し、権利の教育や回復に向けた取組を行っています。相談室に親しみを持つもらうため、小・中学生の意見を聞きながら、「ふくろう相談室」という愛称を決定しました。	A	関係機関と引き続き連携しながら、子どもの権利侵害に関する相談に対応に応じるとともに、子どもの権利侵害の早期発見、早期改善につながるため、アウトドアなどにも力を入れてまいります。		
			重点事業	140 子ども・若者支援事業【再掲】 ↓ 令和6年度より「次世代育成支援事業」に変更	生活福祉課 西部生活福祉課		貧困の連鎖を防止し、生活保護を受給している子どもや若者が夢や希望をもつて自分の人生を選択し、自立した生活を送れるようにします。		高校等在籍率	100%	100%を維持	数値維持継続型	100% 【100%】（100%）	訪問・面接相談等を通して各世帯の抱える課題を把握し、必要な情報提供や個々に応じて関係機関と連携しながる必要な支援、情報提供等を行う。	A	専門の支援員が支援対象世帯の抱える問題点を把握し、ケースワーカーや関係機関と連携しながる必要な支援、情報提供等を行った。	A	専門の支援員が支援対象世帯の抱える問題点を把握し、ケースワーカーや関係機関と連携しながる必要な支援、情報提供等を行います。		

具体的な取組			事業の概要					目標管理												
取組	目標	内容	事業分類	事業No.	事業名（A）	担当課（B）	事業目標（C）	事業内容（D）	目標（E）	計画策定時の現状値（平成30年度）（F） ※重点事業のみ	目標値（令和6年度）【内は令和6年度初の目標値（G）】	目標値の性質（Z）	令和5年度				令和6年度			
													令和5年度実績 【内は令和5年度目標値達成率（%）（q）】	事業目標に資する令和5年度の取組内容（r）	主管課評価（s）	令和6年度以降の取組の方向性（t）	令和6年度実績 【内は令和6年度目標値達成率（%）（u）】	事業目標に資する令和6年度の取組内容（v）	主管課評価（w）	令和7年度以降の取組の方向性（x）
④生活困窮家庭への支援	生活困窮家庭の自立を促進します。	経済的支援、就労支援、就学援助や子どもへの学習支援等を実施します。	計画事業	160	家計改善支援事業	福祉総務課	子どものいる世帯に対する家計改善に対する助言等を実施します。	家計収支改善の見える化・アドバイス、債務整理、貸付制度のあわせんなどを通じ、相談者自らが生活再建を進めるための支援をします。	家計改善支援数	-	70人	数値上昇型	81人【70人】	多重債務の整理など状況に応じた支援を実施した。	A	引き続き適切な支援提案を実施する。	81人【70人】(115.7%)	収支の見える化や必要に応じて多重債務の整理など状況に応じた支援を実施しました。	A	家計に課題を抱える方に対し、引き続き適切な支援提案を実施します。
				161	学力向上・進学支援プログラム	生活福祉課 西部生活福祉課	貧困の連鎖を防止するため、全員が高校へ進学し、希望する子どもが大学等へ進学できるよう支援します。	小学校4年生以上の児童のいる生活保護受給世帯に対して、ケースワーカーが家庭訪問等による面談を実施し、塾代や無料学習会の紹介、高校進学の意識付けや奨学金制度の情報提供などにより支援を行います。	高校在籍率	-	100%	数値維持継続型	100%【100%】	専門の支援員がケースワーカーと連携して学習・進学に関する希望・姿勢などを把握し、それそれに必要な情報提供や関係機関との連携による支援等を実施する。	A	個々の学習・進学に対する希望・姿勢などを把握し、それそれに必要な情報提供や関係機関との連携による支援等を行った。	100%【100%】	専門の支援員がケースワーカーと連携して学習・進学に関する希望や問題点を把握し、それそれに必要な情報提供を行った。	A	個々の学習・進学に対する希望・姿勢などを把握し、それそれに必要な情報提供や関係機関との連携による支援等を行います。
				162	被保護者自立促進事業	生活福祉課 西部生活福祉課	貧困の連鎖を防止するため、生活保護受給世帯に、塾代等を支給し、世帯の自立を促進します。	小学4年生から高校3年生がいる生活保護受給世帯に対し、生活保護費の支給対象とならない学習塾等の受講料を、高校3年生がいる同世帯に対し、大学等の受験料を支給します。	支給人数	-	25人	数値維持継続型	23人【25人】	生活保護受給世帯の小学生、中学生、高校生が、家庭環境により学習機会が失われないように、ケースワーカーと専門の支援員が連携して制度の利用を促しました。	B	生活保護受給世帯の小学生、中学生、高校生が、家庭環境により学習機会が失われないように、ケースワーカーと被保護者次世代育成支援員が連携して制度の説明を行うとともに申請を促します。	17人【25人】	生活保護受給世帯の小学生、中学生、高校生が、家庭環境により学習機会が失われないように、ケースワーカーと被保護者次世代育成支援員が連携して制度の説明を行います。	B	生活保護受給世帯の小学生、中学生、高校生が、家庭環境により学習機会が失われないように、ケースワーカーと被保護者次世代育成支援員が連携して制度の説明を行います。
			計画事業	163	奨学基金援護事業	生活福祉課	高等学校就学期の子を持つ事業該当世帯を経済的に支援することで、子どもの高等学校就学の機会を確保し、次世代への貧困の連鎖を防止します。	生活保護受給世帯または、児童扶養手当受給非課税世帯で、高等学校等へ入学した方、在学中の方に対して、奨学金を支給します。	支給率 ①生活保護受給世帯 ②児童扶養手当受給世帯	-	①98.0% ②85.0%	①数値維持継続型 ②数値維持継続型	①100% ②98.0% ②85.8% [85%]	該当する世帯に書類を郵送するほか、ホームページでも周知を行いました。 生活保護受給世帯の未申請世帯には、ケースワーカーや子ども若者支援員に申請の援助を依頼しました。	A	児童扶養手当受給世帯には、児童扶養手当受給口座での申請を可能にし、口座の記載や資料添付を省略することで、手続の省力化・簡素化を図ります。 生活保護受給世帯には手続きを取ることが困難な世帯もあることから、担当ケースワーカーや被保護者次世代育成支援員と連携して申請を促すとともに添付書類を省略するなど手続の簡素化を図ります。	①100% ②98% ②86.6% [85%]	該当する世帯に書類を郵送するほか、ホームページでも周知を行いました。 児童扶養手当受給世帯には、児童扶養手当受給口座での申請を可能にし、口座の記載や資料添付を省略することで、手続の省力化・簡素化を図ります。 生活保護受給世帯には手続きを取ることが困難な世帯もあることから、担当ケースワーカーや被保護者次世代育成支援員と連携して申請を促すとともに添付書類を省略するなど手続の簡素化を図ります。	A	引き続き、児童扶養手当受給世帯には、児童扶養手当受給口座での申請を可能にし、口座の記載や資料添付を省略することで、手続の省力化・簡素化を図ります。 生活保護受給世帯には手続きを取ることが困難な世帯もあることから、担当ケースワーカーや被保護者次世代育成支援員と連携して申請を促すとともに添付書類を省略するなど手続の簡素化を図ります。
				164	就学援助費支給	学務課	広報活動を継続し、生活困窮家庭へ経済的支援を行います。	区内に住所を有し、国公立小中学校に在籍する児童生徒の保護者であり、生活保護受給または、これに準ずる程度に困窮している方を対象に、学用品費、学校給食費等就学に必要な経費を支給します。	就学援助申請者数 ↓認定者数へ変更	-	申請者数を令和2年度と比較して5%増、2126名を目指す。	数値上昇型	1,912名【2,025名】	広報としまやHP、教育だよりを活用し、定期的に広報活動を行いました。	B	引き続き広報活動に努めます。	1,482名【2,126名】70%	広報としまやHP、教育だよりを活用し、定期的に広報活動を行いました。	B	引き続き広報活動に努めます。
			計画事業	165	受験生チャレンジ支援貸付事業	福祉総務課	困窮する世帯に、塾代や受験料の提供を実施します。	学習塾、受験対策講座、補習教室等の受講費用、高等学校・大学受験の費用を捻出できない低所得者に対する貸付事業を実施します。	支給決定数	-	300人	数値上昇型	172人【150人】	窓口での相談の際に支援策のひとつとして情報を提供した。	A	相談件数の増加にむけた周知活動を実施する。	176人【150人】(117.3%)	くらし・しごと相談支援センターで相談を受けた受験生を抱える子育て世帯等に対し、支援策のひとつとして情報を提供しました。	A	利用件数の増加にむけた周知活動を実施します。
			計画事業	166	住居確保給付金	福祉総務課	新型コロナウイルス感染症の影響により、減収された方等を対象に、就職活動を支援することで就職を決定します。	住まいを失った方、または失うおそれのある方に3ヶ月を限度に家賃相当額（上限あり）を支給することで、就労機会の確保に向けた支援を行います。	支給決定数	-	100人	数値上昇型	43人【50人】	5年度よりコロナ特例の要件緩和が全て撤廃されたことから、令和2～4年度の件数からは激減した。	B	引き続き適切な給付を実施する。	36人【100人】(36%)	くらし・しごと相談支援センターの利用者へ積極的に事業周知を行いましたが、コロナの収束に伴い、令和2～4年度のコロナ禍の件数と比べ大幅に減少しました。	C	事業周知の幅を広げるとともに、引き続き適切な給付を実施していきます。
			計画事業	167	フードドライブの実施	ごみ減量推進課	社会福祉協議会と連携し、ごみの減量とともに、子ども食堂や必要とする方に届ける「フードドライブ」を実施します。	社会福祉協議会と連携して、区内で余った食品を子ども食堂や区内の必要とする方に届ける「フードドライブ」を実施します。	社会福祉協議会へ提供した食品数	-	640kg	数値上昇型	約1,337.2kg	区施設に常設窓口での受付のほか、西武池袋本店やサンシャインシティ・帝京平成大学の民間事業者等との連携によるフードドライブを計11日間、消費生活展・エコライフフェア・ファーマーズマーケット等区のイベントで計4日間特別受付を実施。 SNSやHP等で事業内容の周知を行った。	A	昨年度で連携した民間事業者と引き続き連携していく。 また、新規事業者とも連携するなど、本来の目的である食品ロスの削減に向けて効果的な周知・啓発の方法を図り実践していく。	約853.4kg	区施設に常設窓口での受付のほか、西武池袋本店や東武百貨店・池袋店・サンシャインシティ・帝京平成大学、東京ビジネス外语カレッジなど民間事業者等との連携によるフードドライバーによるフードドライブや、消費生活展・エコライフフェア・ファーマーズマーケット等区のイベントで特別受付を実施。	A	昨年度で連携した民間事業者と引き続き連携していく。 また、新規事業者とも連携するなど、本来の目的である食品ロスの削減に向けて効果的な周知・啓発の方法を図り実践していく。